

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和2年4月14日（火曜日）
午前10時0分開会、午前11時24分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
中平県土整備部長、坊良副部長兼県土整備企画室長、
田中道路都市担当技監、佐々木河川港湾担当技監、
辻村技術参事兼建築住宅課総括課長、菊地県土整備企画室企画課長、
伊藤特命参事兼県土整備企画室用地課長、今県土整備企画室空港管理課長、
和村建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、
菅原道路建設課総括課長、照井道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、菅原砂防災課総括課長、八重樫都市計画課総括課長、
紺野都市計画課まちづくり課長、水野下水環境課総括課長、
小野寺建築住宅課住宅計画課長、平建築住宅課営繕課長、大久保港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 継続調査（県土整備部関係）
「岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画について」
 - (2) その他
委員会調査について
- 9 議事の内容

○ハクセル美穂子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

糠森担当書記。

千葉担当書記。

星野併任書記。

鈴木併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、商工労働観光部の人事紹介を行います。戸館商工労働観光部長から商工労働観光部の新任の方々を御紹介願います。

○戸館商工労働観光部長 商工労働観光部の新任職員を名簿順に2回に分けて御紹介申し上げます。皆様から見て私の右隣から順次紹介させていただきます。

平井省三副部長兼商工企画室長です。

小原由香定住推進・雇用労働室長です。

瀬川浩昭ものづくり自動車産業振興室長です。ふるさと振興部国際室国際監を併任しております。

高橋孝政観光・プロモーション室長です。ふるさと振興部国際室国際監を併任しております。

似内憲一商工企画室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を併任しております。

藤村真一商工企画室新産業育成課長です。

橋場友司産業経済交流課総括課長です。ふるさと振興部国際室国際監を併任しております。

田中聡定住推進・雇用労働室雇用推進課長です。

十良澤福志ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長です。

金野拓美ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長です。

千葉敬仁観光・プロモーション室プロモーション課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 御苦労さまでした。

次に、県土整備部の人事紹介を行います。

新任の中平善伸県土整備部長を御紹介いたします。

○中平県土整備部長 中平です。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○ハクセル美穂子委員長 中平県土整備部長から県土整備部の新任の方々を御紹介願います。

○中平県土整備部長 それでは、県土整備部の新任職員を名簿順に2回に分けて御紹介いたします。

坊良英樹副部長兼県土整備企画室長です。

佐々木一彦河川港湾担当技監です。

辻村俊彦技術参事兼建築住宅課総括課長です。

菊地幸男県土整備企画室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を併任しております。

伊藤雅敏県土整備企画室特命参事兼用地課長です。

今俊晴県土整備企画室空港管理課長です。

和村一彦建設技術振興課総括課長です。

照井巧道路環境課総括課長です。

上澤和哉河川課総括課長です。

平貴文建設住宅課営繕課長です。

大久保義人港湾課総括課長です。ふるさと振興部国際室国際監を併任しております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** 御苦労さまでした。

次に、企業局の人事紹介を行います。新任の石田知子企業局長を御紹介いたします。

○**石田企業局長** 石田知子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** 石田企業局長から企業局の新任の方々を御紹介願います。

○**石田企業局長** それでは、企業局の新任職員を御紹介いたします。

菅原克浩特命参事兼経営企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を併任しております。

山谷紀彦業務課電気課長です。

石川幸洋業務課発電所再開発推進課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** 御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症に係り議事堂内での感染防止対策のため、執行部においてはマスクを着用したまま説明及び答弁を行いますので、あらかじめ御了承願います。執行部に申し上げます。説明及び答弁につきましては、聞き取りやすさに配慮して行うようをお願いいたします。

初めに、県土整備部関係の岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○**菊地技術企画指導課長** 岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画について、去る3月30日に策定、公表いたしましたので、その概要について御説明いたします。お手元にA4判1枚ものの概要版と、同じくA4判の本編をお配りしておりま

すが、概要版により説明させていただきます。

まず初めに、上段の計画策定の趣旨をごらんください。全国的に見受けられます一人親方等を含む建設工事従事者の労働災害や処遇の問題に対して、安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、建設業の健全な発展を目的とした建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律、いわゆる職人法が平成 29 年 3 月 16 日に施行されております。岩手県としましても、この職人法に基づく施策を推進するため、いわて県民計画（2019～2028）及びいわて建設業振興中期プラン 2019 を踏まえながら、同法の第 9 条に基づく都道府県計画といたしまして、岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定したものです。

なお、一人親方についてであります。囲みの下に米印で記載しておりますとおり、労働者を使用しない土木、建築その他の工作物の建設等の事業を行うことを常態とする方のことであり、一人親方等とはこれに加えまして自営業主、家族従事者のことを指しております。

次に、第 1、現状と課題についてですが、県内の建設業における休業 4 日以上の労働災害の発生状況につきましては、平成 22 年までは減少傾向にありましたが、東日本大震災津波発災後の復旧・復興事業等による工事量の増加に伴いまして労働災害もやや増加しており、平成 30 年には 269 人となっております。

次に、一人親方等につきましては労働安全衛生法における労働者に当たらないことから、安全及び健康の確保については特段の対応が必要となっております。また、建設工事従事者の高齢化が進んでいることから、処遇の改善等を通じて、中長期的に担い手の確保を進めていくことも急務となっております。

次に、第 2、基本的な方針についてですが、1、適正な請負代金の額、工期等の設定、2、設計、施工等の各段階における措置、3、建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上、4、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上としております。これらは、職人法第 8 条に基づき国が策定しました基本的な計画に沿って記載しております。

次に、第 3、総合的かつ計画的に講ずべき施策についてですが、先ほど御説明いたしました現状と課題、基本的な方針を踏まえまして大きく分けて五つの施策を挙げております。一つ目が建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等です。関係行政機関が協力して安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われることが重要となります。また、災害防止等の観点から、適切な工期延長や施工時期の平準化に取り組むこととしております。二つ目が責任体制の明確化です。元請負人と下請負人の対等な関係に基づく適正な契約締結等について法令順守の徹底を図っていくものです。三つ目が建設工事の現場における措置の統一的な実施です。労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全管理の徹底や一人親方等に仕事を注文する立場の業者による安全及び健康への配慮、一人親方の労災保険の特別加入制度への対応促進に取り組むこととしております。四つ目が建設工事の現場の

安全性の点検等です。現場での安全点検やパトロール等の自主的な取り組みの促進や施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集、普及の促進に取り組むこととしております。五つ目が建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発です。安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育の促進や安全衛生活動の事例の水平展開、表彰等を通じた建設工事従事者の地位向上に向けて取り組むこととしております。なお、計画の本編では、県、岩手労働局、業界団体のそれぞれの具体的な取り組みを盛り込んでおります。

最後に、第4、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項についてですが、一つ目に建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上として、一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険への加入の必要性や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者や建設工事従事者等への周知を徹底することとしております。二つ目に、墜落、転落災害の防止対策の充実強化として、墜落、転落災害のさらなる減少に向けて取り組むこととしております。三つ目に、計画の推進体制として、本計画に関わる関係者が連携、協力しながら、各施策を計画的かつ効果的に推進するとともに、県内の市町村に対しても、発注者協議会を通じて本計画及び各施策等を周知することにより、全県的な取り組みを促すこととしております。四つ目に、施策の推進状況の点検と計画の見直しですが、本計画に定める施策等に基づく具体的な取り組みの推進状況について点検するとともに、いわて建設業振興中期プラン2019や国の基本的な計画の見直し等の動向を踏まえながら本計画に検討を加え、必要があると認めるときには速やかに変更することとしております。

概要版の裏面をごらん願います。本計画の策定に当たり、検討委員会を立ち上げ検討してまいりました。検討委員会の構成は建設業関係団体と行政機関から成る構成員であり、検討委員会を3回開催し、計画を策定したところです。今後も検討委員会と同様の構成員により具体的な取り組みの実施状況の確認や情報共有を図ってまいります。

以上で岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画についての説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**軽石義則委員** この建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画はすばらしいものだと思いますし、これは現場にとっても、後継者育成にとっても、計画として県民全体に理解されることになれば、さらにもっといいものになっていくのではないかと思います。この計画を進めるに当たっては岩手県には県が締結する契約に関する条例、いわゆる公契約条例が既に制定されているのですけれども、安全、健康を確保する上では、この条例の趣旨を含めてつくっていかないと、現場が働きやすい、安全を確保するためにはそれなりの経費が必要になるのも当然だと思うのですけれども、その部分においてはどのようなことが議論で取り扱われたのかお示し願いたいと思います。

○**菊地技術企画指導課長** 検討委員会では、例えば安全衛生経費、現場での安全確保のた

めの経費でございますけれども、足場や支保工などの工事目的物の施工に直接必要な安全設備、交通誘導員やバリケードなどの交通管理に要する経費などの安全衛生経費の支払いが下請負人まで確実に届けるような取り組みが必要だという意見をいただきまして、具体的な取り組みの中に盛り込んでおります。

○**軽石義則委員** それが公契約条例も含めての検討の内容だということなのでしょうか。

○**菊地技術企画指導課長** 公契約条例に基づいてという具体的な議論は特段ありませんが、各委員から意見をいただいた中身につきましては、検討委員会で議論いたしまして盛り込んでおります。

○**軽石義則委員** 盛り込んでいるのであれば、しっかり結果に出るようにしていかなければならないと思います。まさに健康と安全は全ての仕事を進める上の基本であります、その基本を守るためにはやらなければならないことが多くあります。公契約条例を制定する際には、現場の皆さんからいろいろな声をお聞きした上で制定しましたが、内容的には他の都道府県や他市町村で設定されているものも含めて、中身をもっと現場に即したものにしてほしいという声が多くあるわけです。その部分についてどのようにお考えでしょうか。

○**菊地技術企画指導課長** 今回の計画につきましては、他県や岩手労働局、建設業関連会社が進めていく中で、その実施状況を確認しつつ、必要に応じて、計画の見直し充実を図ってまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** それで実施すればさらに中身が濃くなっていくことは私も理解できますが、いわゆる現場レベルで安全衛生経費、または諸経費などいろいろあるわけですが、それらの実態をどのように把握されているのでしょうか。

○**菊地技術企画指導課長** 安全衛生経費など、下請までの確実な支払いについて具体的にどのように取り組んでいるのかということだと思いますけれども、県におきましては下請契約に係る相談窓口、岩手県建設工事紛争審査会を設置しておりまして、その中で下請契約での紛争につきまして取り扱って助言などをしております。

また、岩手労働局においては、安全衛生経費の不適正な積算による契約の締結などについて周知徹底を図っているところでございます。

○**軽石義則委員** 紙に書かれているもの、いわゆる法で決められているものに基づいてやられていることは、これは前提なのです。しかし、この第3、総合的かつ計画的に講ずべき施策の2、対等な関係で適正な契約締結というのは、元請と下請が本当に対等になっているのか、現場で働いている皆さんが、その条件がしっかりと適用されているのかを把握しているのかを聞いているので、そこをお答えいただきたいと思います。

○**菊地技術企画指導課長** 下請契約につきましては、受注者から下請契約書などの提出がございまして、それに基づきまして現場で立ち会いのときに確認しております。適正な下請契約がなされているかどうか、現在でも都度都度確認する取り組みを進めております。

○**軽石義則委員** まさにその都度確認することは、これは決まりですからやっていたか

なければならないと思いますし、対等な関係というところに一番課題が多いのではないかと思います。仕事があるかないかによっても大きく違いますし、県の財政状況等を見通しても、仕事の数など今後どうなるかという見通しがきかない中で、後継者育成や人材確保があります。加えて、外国人労働者、技能実習生含めて、そういう対応がふえてきているわけですが、そういうところも加味して計画的に進めようとしているのか、その部分もお聞きします。

○**菊地技術企画指導課長** 対等な元請、下請の関係という話でございますけれども、今回の計画に盛り込んだ内容につきましては、今まで既に取り組んできた内容が主となっております。今まで取り組んできた内容をそれぞれの立場で確実に実施していきながら、もし足りない部分があれば、また計画の見直しに反映していければと考えております。

○**軽石義則委員** 現場がどうなっているかも含めて、契約をする段階できっちりしているのは当然ですけれども、そのことが現場に伝わらなかつたり、実施されなければ、計画は計画倒れになると考えますし、そういうことが今までもやられてきて現場に課題があつて労働災害や事故も発生していると思っています。ゼロ災害はみんなが望むことでありますし、ゼロ災害を実現するためには、それに係る経費や人手も含めて、しっかり積算していかなければならぬとこの計画にうたわれていると思いますので、この計画の趣旨が県の現場に伝わるように、具体的に進めていただくことをお願いしたいと思います。新部長にその心意気を聞いて終わりたいと思います。

○**中平県土整備部長** この建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律は、別名、職人法という名前をつけて呼んでおります。焦点を当てているのは、いわゆる一人親方と呼ばれている方で、労災保険等も適用されないような方、災害があつても保険の加入が義務づけされていないということで、処遇の改善、環境問題を解決しなければならぬということでもあります。こういった技能労働者の活躍があつて初めて、優良な建設工事、整備が行われるものと思っております。

まさに軽石委員御指摘のとおり、現場、現場でしっかりと確認することが必要で、計画の中身は国の基本方針施策に沿ってできたものでありまして、計画そのものは目新しいものではないですけれども、この計画のプロセスの過程が非常に重要であると思っております。現場の実情をよく知っている労働基準監督署、全国的な施策の状況を知っている東北地方整備局、一般社団法人岩手県建設業協会などと今の課題を認識しながら、職人の課題を解決するために職人法に基づく計画をつくらうという、このプロセスが非常に大事だと思っております。このメンバーで、現場の課題等を定期的に確認しながら、改善に一つ一つ取り組んでいく体制を整え、実効あるものにしていきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 資料の第1の現状と課題に、東日本大震災津波発災後の工事の増加に伴って、269人の方々が事故に遭ったという報告がありますが、具体的に、死亡事故につながったのか。それから保険も含めて補償関係がどのようになっているのか。この労働災害事故が発生して、工事関係において一時停止や工事がとまったことがありましたら、その現

状をお知らせいただきたいと思います。

○菊地技術企画指導課長 労働災害の発生状況についての御質問でございますが、平成30年は、269の方が事故に遭われております。このうち死亡事故は9名となっております。これらの災害に伴う工事の中止などにつきましては、申しわけございませんが、具体的な件数が今手元ございません。

○工藤勝子委員 死亡した方々は9名ということですが、この人たちの補償は、自分で掛けている保険がおりるのか、会社で補償するものなのかもう少し具体的にお願いします。

○菊地技術企画指導課長 こちらで取りまとめられている労働災害の件数であります。労働安全衛生法で規定されております労働者の災害の状況となります。よって、一人親方の方は入っていない数値になっておりますけれども、法律で認められている労働者が被災された案件になっております。よって、会社の保険等で支払われているものと認識しております。

○工藤勝子委員 建設業に携わる人たちも農業も高齢化が進んでいると思うのです。私の夫も自分だけはベテラン、大丈夫だというのか、自信があるのか大きなトラクターを運転しているのですが、結構そっちこっちにぶつけているのです。やはり現場においても、ベテランという気持ちがありながら、感覚は鈍っている部分も多いと思っています。

できるだけ事故を少なくしなければなりません。建設業につく人たちは少ないわけです。魅力的な建設業という中で、東日本大震災津波後、建設業に携わる人たちもいろいろな形の中で注目を浴びている部分があると思うのです。この担い手の育成に関しては、農業関係では一生懸命に言われるのですけれども、建設業の担い手育成に関して、県はどのような施策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○菊地技術企画指導課長 担い手育成についてでございますが、県では建設業における週休2日制の取り組みを現在進めているところでございます。昨年度から県内一斉の閉所日を設けまして、昨年は3日間実施したのですけれども、今年度は上半期の6日間実施しようということで、拡大して週休2日制の取り組みを進めていこうとしております。

○工藤勝子委員 東日本大震災津波発災後に建設業の方の話を聞いた中で、仕事がいっぱい入ってきたため、正規職員として雇用しないで臨時的に雇用している人たちがいたと思うのです。全ての方を正規雇用にしてしまうと震災復興が終わった後、辞めさせるわけにもいかないでしょうし、会社自体の人件費がかかり過ぎるということもあって、臨時的な雇用の方が多かったと思うのですけれども、その辺はどのように捉えていますか。この事故に遭った269人の方々はそれぞれ補償されたかもしれませんが、臨時的な雇用の方だったのか、それとも正規雇用であったのか、その辺は把握していますか。

○菊地技術企画指導課長 269人の内訳なのですけれども、このデータは岩手労働局で参考に集計したデータになっておりまして、詳細につきましては存じ上げておりません。申しわけございません。

○**工藤勝子委員** 現状と課題を捉えていますので、データをしっかり捉えながら計画を策定していくべきではないかと私は思うのです。そういうことで聞いてみたのですけれども、データはつかんでいないということでもあります。

昔は、古い家を壊すときはアスベストがありました。それで、健康を害する人たちが多かったと思うのですけれども、アスベストを有する建物が現状としてまだあるのかお聞きしたいと思います。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 建築物におけるアスベスト使用の関係でございますけれども、いわゆる吹きつけアスベストで、肺に吸い込むと支障が起きるといった建物については、追跡しております。建築住宅課でも、建物のデータは承知しておりますし、所有者の方々に対しては、対策工事を行うように指導を申し上げております。

また、解体に当たりましては、法に基づいた届け出が必要になります。県が届け出を受けるわけではありませんが、適切に処理されているものと考えております。

○**工藤勝子委員** 一番問題になるのは、アスベストで健康を害する方々が多いということです。吹きつけ等の建物があるのならまだ気をつけなければならないと思います。一人親方は、協会や団体などに加入されていらっしゃるのでしょうか。

○**菊地技術企画指導課長** 一人親方の方が組織、団体などに所属されているかという御質問だと思います。検討委員会の構成メンバーの中に岩手県建設労働組合連合会がございますけれども、こちらの団体は建設職人、現場における職人を中心とした組合となっておりますので、一人親方の一部の方かもしれませんけれども、この団体に含まれているものと思っております。

○**工藤勝子委員** こういう人たちへの事故、健康問題の周知徹底は、今後どのようにされるのでしょうか。

○**菊地技術企画指導課長** 検討委員会に参加いただきました団体を通じまして、この計画についての周知徹底をお願いしております。県ホームページにも掲載しており、一般県民の方も目にできるようにPRしております。

○**工藤勝子委員** せっかくこういう計画を策定されたわけでありまして、今後とも大きいところ、一人親方、いろいろあるだろうと思いますけれども、全ての建設業に携わる人たちが事故もなく、健康を維持していけるように、県としてもかかわりながら進めていってほしいということをお願い申し上げまして終わりたいと思います。

○**高橋はじめ委員** 私から何点かお尋ねしたいと思います。まず労働災害を受けた方は、269人ということでもあります。この労働災害で離職をしなければならない方がどれぐらいいらっしゃるのか。それから、安全衛生に対する一人親方の方への研修の場などはやられているのか。企業であれば、安全教育などは企業の中でやっているわけですが、その辺の取り組み状況についてまずお尋ねします。

○**菊地技術企画指導課長** 労働災害を受けました方々が離職されたかということにつきまして、済みません、詳細を把握しておりません。

一人親方の研修の場につきましては、検討委員会のメンバーであります建設業労働災害防止協会が、主に各現場の安全衛生を教育して回っております。現場を回ったときに一人親方の方も含めて研修をしていると思うのですけれども、さらに業界団体や岩手労働局などへ声かけしながら一人親方の方も安全教育を受けられるような取り組みを進めていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 それぞれの業種や協会があるのでしょうか、しっかりと安全教育といったものを年1回など定期的に繰り返しやっていただければいいと思っております。

先ほど労働災害で亡くなった方は9名ということでしたが、障害等級の1級、2級でもう仕事ができないという方もいると思いますので、そういう方をどんどん減らしていかなければならないと思っております。

安全衛生経費等が確実に支払われることが重要と記載がありますが、給料明細はどうなっているのですか。一人親方の場合は契約です。企業等の契約で日額幾らとか、そういう形になっているのかもしれませんが。私は契約の仕方はわかりませんが、その中には、安全に関する経費という明細がないと思います。日額1万5,000円、日額2万円などそんな形になっていると思うのですけれども、安全経費が下請請負人まで確実に支払われることという記載があるのですけれども、これを実行していくためには、こういった経費が見られるようにそれらしいシステムをつくっていかなければならない。例えば給料の統一的なモデルというか、日額何円だけれども、こういう経費が入っているという契約書面を一つのモデルとして出していないと、正確に支払われているのかわからないと思います。発注する側はそういう経費を見ている。だから、これを見てくださいと言われても、元請から親方のところに本当にお金がいっているか目に見えないわけです。そういうところを明らかにする工夫をしていかなければならないと思っておりますが、その辺の現状はどうなっているのでしょうか。

○菊地技術企画指導課長 下請契約における安全衛生経費の支払いがどうなっているかということかと思えます。元請と下請の間の契約を行う際には、工事に係る費用のほかに安全衛生経費につきましても見積もりにはっきりと明記していただいた上で下請契約を結ぶよう指導を行っております。今後もその指導を徹底して、お金が下請まできちんと回る取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○高橋はじめ委員 ぜひそういうことを含めて、契約内容がしっかりと働いているところまで届くようお願いしたいと思います。

それから、工期の関係なのですが、それぞれ余裕を持った工期になっていると思います。天候の問題や、あるいは発注資材が届かない例などもいろいろあるでしょうから、高齢化が進んでいるし、人手不足もあって、工期内に仕事を仕上げなければならないことから働いている方々に負荷がかからないのかとの思いがあるのですが、工期においては余裕をもった発注の仕方になっているのでしょうか。

○菊地技術企画指導課長 工期の件でございますが、現在も県の発注する工事におきまし

ては雨で現場が稼働できないというところも見込んでおりますし、休みの日も適切に休めるような工期の日数を計上しているところです。また、資材の手配などに時間がかかるという話がありますけれども、現在では猶予期間も設けておまして、現場に着手するまでの期間に猶予を与えているような発注で契約を行っております。

○高橋はじめ委員 建設業の方々のお話を聞くと、週休2日制も取り入れるという働き方改革が言われておりますけれども、天候や資材の発注などを含めてなかなか難しいところがかかなりあるということでもあります。工期を柔軟に考えていただきながら、何か月も延ばすわけにはいかないのでしょうかけれども、臨機応変に取り組んでいただければと思います。例えば1カ月単位の延長など、契約上は可能になっているのでしょうか。

○菊地技術企画指導課長 資材がなかなか入手できないということで、現場が稼働できないという受注者の責任にすることができない理由がある場合は、状況を個別に判断しながら適切に工期延長をしているところでございます。

○高橋はじめ委員 いずれ建設業は外でやる仕事でありますので、さまざまな外的要因で予測のつかないことがあります。働いているところに負担がかからないようにぜひ念頭に置いて、安全な工事を進めていただければと思っております。

また、賃金面でも適正な賃金については、労働対価として支払っていると思っております。時折点検をしていただきながらしっかりと我々が進めようとしているさまざまな取り組みが適正に進められるようよろしくお願ひしたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画についての調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○菅野ひろのり委員 新型コロナウイルス感染症の関係で確認も含めてお伺いをしたいと思います。

清水建設株式会社は、緊急事態宣言をしている自治体に対しての工事を中止するとありましたが、県の公共事業の工期の見直しや請負代金の変更、あるいは一時中止といったものが現状どのようになっているのか、まず伺います。

○菊地技術企画指導課長 新型コロナウイルス感染症に関係する工事の一時中止等についてでございますが、現時点で報告があるのは1件で工事中止がかかっております。中止の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして中国産の資材が入ってこないというものであります。舗装に使う石張り舗装というのがあるのですが、その石材が入ってこないことによりまして中止をかけております。

○菅野ひろのり委員 それは特定の箇所ということだと思いますが、今後同じような例が岩手県内で拡大する見込みなのでしょうか。

○菊地技術企画指導課長 先ほど申しました工事については、石張り舗装の工事で、景観

に配慮した現場での工法となっております。県内に広く使われている工法ではありませんので、大きな影響はないものと認識しております。

○菅野ひろのり委員 公共事業に関しては発注元、つまり県が中止や延期を判断しなければ、業者の判断は難しいと思っております。今後の公共事業に対する新型コロナウイルス感染症の影響について、県はどのように考えていますか。

○菊地技術企画指導課長 新型コロナウイルス感染症に関する工事の一時中止につきましては、国からも通知が出ております。その通知には受注者からの申し出によりという一文が入っております、受注者の希望によって中止するかしないかを基本的に考えております。現時点では発注者から工事中止をするという状況にはないと考えております。

○菅野ひろのり委員 受注者からの申し出は、今のところはありませんか。

○菊地技術企画指導課長 受注者からの申し出は、先ほど申しました舗装工事1件の申し出があるのみでございます。

○菅野ひろのり委員 今こういった影響が拡大していく中で、今後公共事業への影響があると思います。特に台風災害からまだまだ復旧していない中で、沿岸、被災された地域の生活がかかっているわけですから、そこを非常に懸念しています。

先ほど石材の話がありましたが、公共事業以外にも民間だと水回り関係の設備等も資材が不足しているということを伺います。建設現場には防塵マスク等も必要だと思いますが、そういった資材関係、部材関係で不足している県の状況はどのようになっていますでしょうか。

○小野寺住宅計画課長 県内の民間の住宅工事に係る業者に、新型コロナウイルス感染症の影響につきまして、3月に聞き取りを行いました。業界団体や個別の工務店に確認したところ、委員の御指摘のとおり、中国で生産しているユニットバスやトイレの部材等を使用している住宅機器メーカーから、工務店に対して受注できませんといったことや、納期がはっきり連絡できませんという状況があると回答をいただいております。

○菅野ひろのり委員 防塵マスクも不足しているような状況ですか。

○菊地企画課長 防塵マスクの情報についてはまだ把握していない状況でございます。

○菅野ひろのり委員 これから春先過ぎて、建設現場はほこりなどが当然になってきて、私の地元ではマスク関係も不足している、なかなか手に入りにくいということを聞いていますので、ぜひ確認をお願いしたいと思います。

そして、雇用の面ではありますが、今回公共工事で1件だけ中止ということでしたが、労働者の方々が急に解雇されたり、雇いどめであったりという状況はないと思います。念のため確認したいと思います。

○菊地企画課長 その辺の状況につきましては、商工労働観光部で全県的な取りまとめを行っておりますので、私どものところでは把握しておりません。

○菅野ひろのり委員 最後にいたします。今後の建築業界、公共工事は続けていく方向と確認したわけですが、不安に思っている民間業者も非常に多いです。例えばこれから県民

の方が住宅建設を考えたとき、自分の仕事がどうなるかわからない不安を抱えている中では、建設を待とう、やめようといったことや今後の公共事業の動向がどうなるだろう、抱えている機材のリースをどうしていったらいいのだろうというさまざまな不安が広がっているわけです。建設業界の今後の動向、見込みをどのように考えているか伺って終わりたいと思います。

○**小野寺住宅計画課長** 新聞報道等にもありますとおり、今のところ住宅に関する部材が入らないということで、工事を発注している方の工期が延びるという状況が発生しております。次の段階は、今家を建てようと思っている方が、いつできるかわからないということで、家を建てることを控えるため、住宅業界全体に対して経済的な影響があるということが考えられています。県では先日、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体に対しまして、新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施についてということで、国への要請活動において、工務店は工事が終わらないと新たな材料を買う資金が入らない、資金繰りで困るということから、資金繰りに窮している住宅等建築事業者に対しまして何とか協力していただきたいという意見を提出しているところでございます。

○**菅野ひろのり委員** 今そういった景気が不安な中、建設業界の方々もどういったところに今年度の事業の方向性を持っていったらいいのか非常に悩んでいます。県や市にも、こういった意見をしっかり届ける先がないという不安の声も聞いています。ぜひ業者や業界の意見を聞いていただいて、不安を払拭する、あるいは対策に努めていただきたいと思います。

○**工藤勝子委員** 県道35号、主要地方道釜石遠野線について、遠野土木センターから報告があったと思いますが、笛吹峠の道路擁壁の基礎部分の土砂が崩落しました。長さが10メートル、高さが50メートルということです。発生した原因はもともと崩れやすくなっていたのでしょうか。台風があったわけでもなくて、大雨が降ったわけでもないのですけれども、どのように捉えていますか。

○**照井道路環境課総括課長** 4月7日の道路パトロールの際に、片側が山で、片側が谷のところですが、谷側の路肩が崩落しているのを見つけています。翌日4月8日に現地を再調査いたしまして、ドローンを飛ばして写真撮影をしたのですが、路面自体には変状がなく、谷側のほうにコンクリートの擁壁があるのですが、その擁壁の下の土砂が崩れている状況です。その原因については、まだわからないのですが、ただ確かに大雨が降ったということもありませんし、先週の火曜日に路肩が崩れているのを見つけているのですが、前の週末に若干雨が降っていますので、その影響があるのではないかと考えていますけれども、原因はわからない状況です。

○**工藤勝子委員** この笛吹峠は非常に沢が深いのです。前にはパトロールではなくて地域住民の人たちが山に入って崩落しているのを見つけて、通報によって修理したときもあります。崩れやすいというより崖が急なのだろうと思っております。この写真を見ると遠野市側のほうで1車線しかない道路ではないですか。ここに待避所はあるのですけれども、

車1台しか通れないところがまだ残っているのです。あそこには世界遺産登録になった橋野鉄鉾山がありますが、そこに行く道路なのです。台風の被害からやっと開通して、よかったと思っているところに、また通行どめになってしまったわけです。あまり規模が大きいといいながらも沢が深いので、下からちゃんと整備しないと同じような現象が起きてくるわけです。

世界遺産がせつかくそばにあるわけですから、片側1車線しか通れないということではなくて、大型バスもきちんと入っていけるような拡幅工事をするべきですし、道路の幅が広ければ、片側だけでも通っていける状況になるわけです。今のところ、設計や工事が入るという話を伺っているのですが、来年には、東北 destinations キャンペーンもあります。観光ルートをつなぐ路線でありますので、ぜひ県としても検討いただいて、早急に工事を行っていただいて道路の復旧をお願いしたいと思います。台風の被害があったときは、災害復旧だけで済ませるのではなく、災害復旧とあわせて大型バスが通れるように道路拡幅を一緒にしてくださいとお願いしたはずなのですが、少しずつですけれども、拡幅工事も行っていておりますので、この辺もしっかり御検討いただきたいと思うのですけれども、どれくらいの日数がかかりますでしょうか。

○**照井道路環境課総括課長** 公益財団法人岩手県土木技術振興協会に委託をしまして、きのうから作業を開始しているのですが、谷側の地形がかなり急峻なので、ドローンによる測量の準備を進めているところです。測量の調査結果を見てみないと何とも言いえないのですが、少なくとも数カ月程度は復旧にはかかるのではないかと見込んでおります。

○**工藤勝子委員** 観光ルートの一つでもありますので、新年度予算になると思いますが、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。部長もどうぞ御検討よろしくお願ひいたします。すばらしいところですので、ぜひ通っていただきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 空港の管理状況について1点。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ということで、空港の場合は出発地と到達地が明確にわかるわけですので、水際対策をする上では非常に重要な拠点であると思うのですけれども、現在の利用状況はどのようになっているのかお示し願ひたいと思います。

○**今空港管理課長** 現在新型コロナウイルス感染症の関係で利用者は若干減少しております。3月にふるさと振興部が速報でまとめたデータが手元にあります。国際定期便は現在運休していますので、3月は利用者ゼロ。国内の定期便につきましては、利用者数が1万6,968人ということで、前年の同月比で約58%の減となっております。

○**軽石義則委員** 利用する方々も注意をしているのではないかとと思うのですけれども、今まさに緊急事態措置がされて、来る方々も意識はしていると思うのですが、岩手県内にいる皆さんも非常に心配していると私のところにも声が届いています。空港には、そういうような取り組みや実態について問い合わせ等がありますでしょうか。

○**今空港管理課長** 現在国からも緊急事態宣言等を受けまして、不要不急の自粛につきまして周知を行っていただきたいという依頼があります。そういったものをホームページ等

で周知させていただいているほか、県におきましても、緊急事態宣言で指定された地域からいらっしゃる方がいるかと思しますので、先般空港ターミナルビルに、不要不急の外出の自粛をいただくようにという掲示をさせていただいております、啓発を行っているところでございます。

○**軽石義則委員** 不要不急の外出の自粛もありますし、ホームページに載せていけば全て周知されるのかといえば、そういう状況になく、情報を得るすべがない方も当然いるわけですが、空港は乗り降りする際に確実にしっかりと伝えることができる場所であると思えます。加えて、県外からいらっしゃる方々が、自分たちがどういう環境から来たのかというのは理解しているとしても、もし自覚がなければそのままどこかに行ったり、広まる可能性があるという声も来ておりますので、外出しないようにということだけではなくて、ぐあいが悪い場合などの際は岩手県内ではこういうところに連絡、問い合わせをしてほしいという表示もあわせてしていくことが大事ではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○**今空港管理課長** 空港ターミナルビルに自粛の掲示をさせていただいたと御説明させていただきましたが、そのポスターに、あわせて健康の管理状況につきましても発熱や体調不良の場合があれば、県内の保健所や相談する機関がございますので、そちらに相談していただくような啓発も提示させていただいております。

○**軽石義則委員** 空港であれば、乗る前にもチェックできる体制は多くとれると思えます。持ち物検査同様、熱感知をして、その人の体温がどのぐらいあるかということも、事前に告知しておけば、そういうチェックも、入るときも出るときもできるのではないかと思います。そういう対応がこれからは必要ではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○**今空港管理課長** 昨今の感染拡大の状況を踏まえて、他の空港でもさまざまな取り組みを検討しているということは私どもでも伺っております。いわて花巻空港で、今委員がおっしゃった対応が必要かどうかは、今後の感染拡大の状況等も踏まえながら早急に検討してまいりたいと思えます。

○**軽石義則委員** 他の動向を見ながらといっても、発症していないのはもう岩手県しかないわけです。岩手県で現状を維持継続していくかは、検討している時間はそんなにないのではないか、実施するかしないかを判断していく時期に来ているのではないかと思います。どうでしょうか。

○**今空港管理課長** 検討中と申し上げましたが、そんなに時間をかけるつもりはございません。サーモグラフィカメラ等で検温する際は、人的体制の調整も必要でございますので、どういった取り組みができるかというところもあわせて検討を進めてまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** 日本全国、もしかしたら世界中から注目されているかもしれませんが、岩手県はなぜ感染者がゼロなのかと問い合わせが来ているのは私たちではなくて、

多分皆さんではないかと思うのですけれども、そういうときだからこそ、ほかがしていないことを先立って対策としてとっていくこと、人が足りなければ手当てすればいいのです。国もそれにはいろいろ考えてくれるという話がありますし、国にも要望できるものは要望していくことが大事ではないかと思うのですけれども、部長どうですか。

○中平県土整備部長 御指摘のとおり、待ったなしの対応だと思っております。まずは、できることからやっていくということだと思っております。消毒などについては丹念にやったり、検温のお願いなどはやっておりますけれども、具体的に御指摘のあったサーモグラフィカメラ設置についても国等にも相談する、他県の取り組み状況を確認する、判断すべきところは判断するというので、時間を置かずに検討を進めたいと思っております。しっかりと空港管理を万全にしていきたいと思っております。

○工藤勝子委員 新型コロナウイルス感染症の関係ですけれども、世界経済がとまっている中で県内における重要港湾のコンテナの取り扱い状況は、どのようになっていますでしょうか。

○大久保港湾課総括課長 新型コロナウイルス感染症の影響による貨物の状況ですが、県内には四つの重要港湾がありますが、一部で影響が見られるという声を聞いております。釜石港においては、鉄鋼需要が経済全体の停滞に伴って減ったという影響と、中国から輸入される雑貨類の減少などに伴ってコンテナ貨物量が減少しています。また、宮古港においては、中国、韓国から入ってくる船があるのですけれども、中国、韓国側の新型コロナウイルス感染症対策の影響で荷積みができないということで少しおくらせているという話を聞いています。ただし、その影響については、県内での在庫ストックが十分あるということで、市場までの影響はないと伺っております。

○工藤勝子委員 若干影響がある程度で、そんなに大きな影響はないと県では捉えていらっしゃるわけですね。

○大久保港湾課総括課長 港湾の物流なのですけれども、これは需要と供給のバランスで決まってくるだろうと思っております。そうした中で、我々とすれば貨物の物流がスムーズにいくように配慮する必要があるとは思っておりますが、今のところは各港湾での荷の取り扱い量を注視している状況でございます。決して今後もその影響が出ないという観測を持っておりません。あくまでも注視してまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 終息がつかない状況になっています。こういう状況がいつまで続くのかを考えていかなければならないと思っております。今の状況だからいいということではなく、県内または国内におけるさまざまな企業に大きな影響を与える可能性があるかと捉えていますけれども、今後こういう状況が続いていった場合の影響についてはどう考えていますか。

○大久保港湾課総括課長 物流への影響があります。それと新型コロナウイルス感染症が県内船籍から船員が上陸することによって蔓延するのではないかという懸念もございます。それにつきましては保健所ルートでの検疫所と、あと外務省ルートの出入国在留管理事務所

の盛岡出張所の二つを軸に対応しております。まず、港湾に入る前に船員の過去に寄った先がどこなのかを聞きまして、入港と船員の上陸について判断していただいております。その情報等につきましては、各港湾の保安委員会や保安対策協議会を通じて、港湾管理者や警察、保健所、その他で情報共有している状況でございます、さまざまな観点で注視しております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の県内、東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において5月19日から20日まで1泊2日の日程で実施することで決定いただいたところではありますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見きわめながら対応したいと思っております。つきましては、調査実施の有無も含めて当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、調査計画に変更があった場合には追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。